

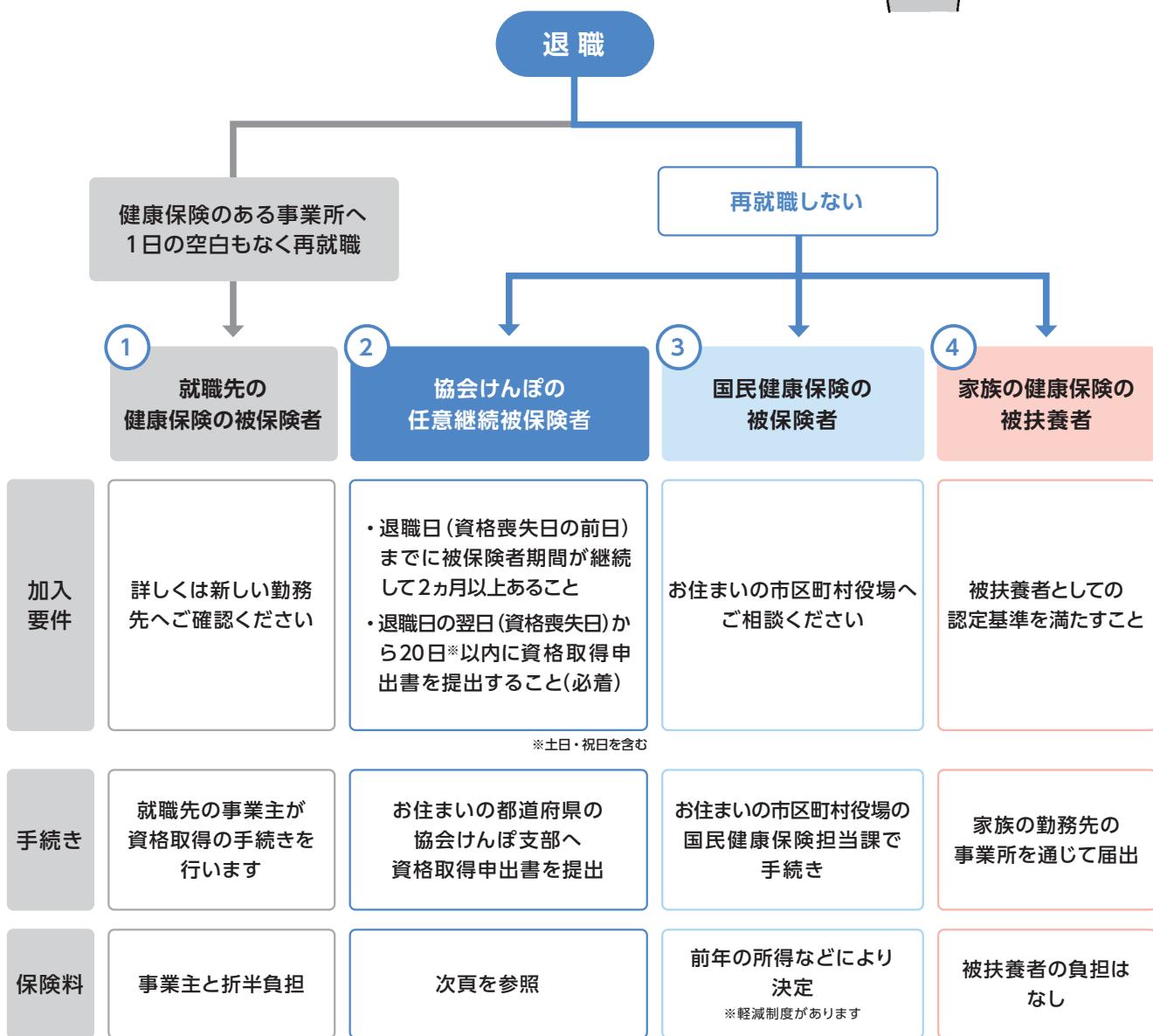


任意継続被保険者

退職後も健康保険へ継続加入したいとき

退職後の健康保険は？

74歳までの被保険者が退職などでその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの健康保険制度への加入が義務づけられています。退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。



「特例対象被保険者」に対して国民健康保険料を軽減する制度があります

倒産・解雇などにより失業された方(特定受給資格者および特定理由離職者)には国民健康保険料の軽減制度があります。詳しくは、お住まいの市区町村役場へご確認ください。

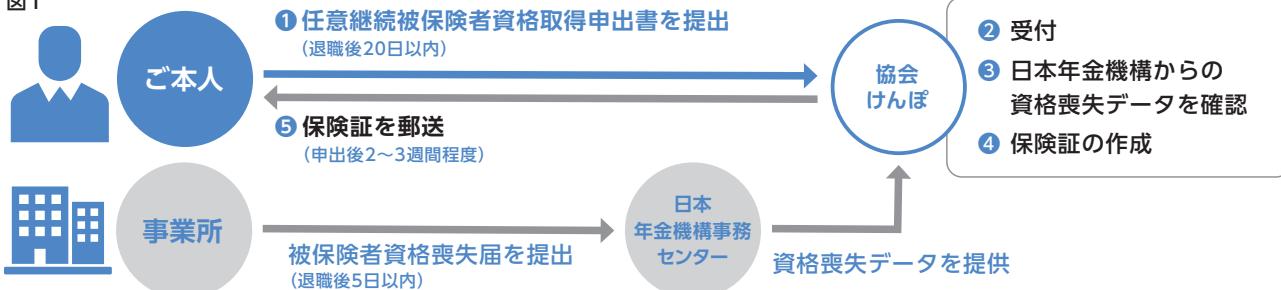


任意継続の申請から保険証発行までの流れは？

保険証発行までの流れ

日本年金機構から提供される資格喪失データ確認後に任意継続の保険証を交付

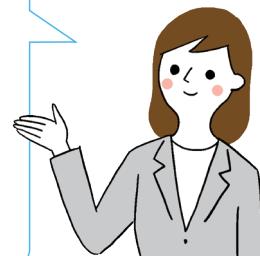
図1



保険証の発行をお急ぎの場合は

退職証明書等を添付して協会けんぽに申出することにより、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに任意継続の保険証の交付が可能です。

図2



※事業主が作成した退職証明書等と日本年金機構から提供される資格喪失データに相違がある場合は、後日任意継続の資格記録を修正し、保険証の差替え等を行います。

※退職証明書等の提出がない場合は、日本年金機構からの資格喪失データ確認後の保険証作成となります（[図1]と同様の流れとなります）。



加入と資格喪失について

加入

加入できるのは最長で2年間です。
(退職日の翌日から加入)

資格喪失

任意継続被保険者は右のいずれかに該当する場合のみ、資格を喪失します。

任意継続被保険者の資格を喪失するとき

- ① 保険料を納付期限までに納めなかったとき
 - ② 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
 - ③ 任意継続被保険者が亡くなったとき
 - ④ 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
 - ⑤ 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
 - ⑥ 資格喪失を希望したとき
- ※④、⑤、⑥の場合は、資格喪失申出書の提出が必要

○1ヶ月の保険料

退職時点の標準報酬月額

× お住まいの都道府県別健康保険料率

= 任意継続の保険料

事業主の届出によって登録された給与の月額上限は30万円（改定される場合あり）

40～64歳の方は介護保険料が上乗せ

全額自己負担

※資格取得日の属する月から保険料がかかります（1ヶ月分）。

保険料の初回納付については、保険証をお送りする封筒に納付書が同封されていますので、記載の期限までに納付していただきます。保険料の納付期限は毎月10日（10日が土日・祝日の場合は翌営業日）と決められており、期限までに納付されなかった場合、任意継続の資格を喪失することになります。

便利な口座振替と前納制度（納付書払）

保険料の納め忘れを防止するため、口座振替のご利用が便利です。また、保険料が割引される前納制度（6ヶ月または12ヶ月）があります。

○任意継続加入中の健康保険給付

任意継続被保険者になった場合、原則として、在職時と同様の保険給付（傷病手当金・出産手当金を除く）が受けられます。